

## 「消費者基本計画工程表改定素案」に関する意見

東京消費者団体連絡センター

施策名	項目名	意見
2. 特定商取引法の執行強化等	取組	令和5年度版の消費者白書によると、2022年の消費生活相談の状況は20歳未満では「インターネット通販」、20歳以上では「マルチ商法」、70歳代や80歳以上では「訪問販売」「電話勧誘販売」「インターネット通販以外の通信販売」「訪問購入」となっています。これらの消費者被害を防止するには特商法の抜本的改正が必要であると考えます。改正に向けた考えを記載してください。
3. 社会経済情勢の変化に対応した消費者契約法を含めた消費者法制の整備等	取組	消費者委員会に設置された「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」の調査審議に協力することを令和7年以降も引き続き実施とありますが結論をいつの時点で出すかの目途を記載してください。
5. 食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討	取組	「紅麹」問題で機能性表示食品に対する信頼が揺らいでいます。事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要事項を消費者庁に届け出れば、商品に機能性を表示して販売できるこの制度のあり方は食の安全面から危惧されます。機能性表示食品制度のあり方を再検討することを記載してください。
5. 食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討	取組	令和6年の取組dとして、「加工食品の原料原産地表示制度について、令和4年度及び令和5年度に実施した各種調査結果に基づき、制度導入の効果について検証を行い、必要に応じて、制度の拡大や廃止も含めて、幅広く見直しを検討する」、としています。見直しにあたっては「国内製造」「輸入」という表示による消費者の混乱を是正してください。
5. 食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討	目標	令和5年の取組の中に「保健機能食品のうち、特に特定保健用食品（トクホ）と機能性表示食品の区別をより分かりやすく周知・広報を行う」とあり令和6年も引き続き実施とあります。しかし、消費者にはその2つを区別できるほど十分な周知が広がっているようには見えません。いわゆる健康食品と保健機能食品の区別を含め消費者に対して実効性ある周知・広報に取組んでください。

7. 成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進	KPI(アウトプット指標)	世の中のデジタル化の進展に合わせて作成された「社会への扉」の啓発動画の活用数や特別支援学校（高等部）向け教材「ショウとセイコと学ぼう！」シリーズの活用数をKPIに設定してください。
9. 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	取組	食品ロスの削減推進に関しても関係省庁との連携が大切です。環境省が国民運動として進めている「デコ活」（デコカツ）の「カ」は「感謝の心、食べ残しゼロ」を謳っており食品ロス削減対策の取組み提案になっています。令和6年の取組みに国民運動「デコ活」を通じた国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの変革を促す、を記載してください。
13. 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制整備	取組	消費者教育コーディネーターは消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って連携体制を構築し消費者教育を実現する役割を担う人で、自治体において様々な役割が期待されています。しかし、2023年度の全国消団連の調査では28県が1人配置でした。効果的な消費者教育を推進するためには消費者コーディネーターの複数配置が必要と考えます。令和6年の取組に複数配置のための予算措置を含め支援を検討することを記載してください。
14. 地方消費者行政の充実・強化、消費生活相談のデジタル化に向けた地方公共団体への支援等	KPI(アウトカム指標)	地方版消費者基本計画を全都道府県、政令指定都市で」策定することを初期のKPI（アウトカム指標）にしていますが、未だ全都道府県が策定するに至っていません。第4期基本計画の最終年であることから最終のKPIを記載してください。
14. 地方消費者行政の充実・強化、消費生活相談のデジタル化に向けた地方公共団体への支援等	取組	地方消費者行政の機能を強化し、相談体制を充実させることを目標として消費生活相談のDX化を2026年10月に導入することを決めています。DX化については相談現場の状況を把握し、自治体の意見を聞き取りながら速やかに情報提供を行ってください。また、DX化によって何がどのように変わり、消費者にとってどのように利便性が上がるのかなど、消費者への周知について記載してください。
14. 地方消費者行政の充実・強化、消費生活相談のデジタル化に向けた地方公共団体への支援等	取組	全国の自治体では消費生活相談の担い手不足は深刻な状況です。相談員としての国家資格を取得しても相談員の職につかない原因などを分析し相談員不足を解消する方策について早急に検討をはじめることが必要です。令和6年の取組に記載してください。